

熊本県公報

号外 第 11 号の 2
平成 17 年 3 月 22 日 (火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則
- 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) 1
- 訓 令
- 熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(税 務 課) 52

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
- 1 行政事件訴訟法の一部改正に伴い、関係様式の整備を行うこととした。(別記第 28 号様式以外の今回改正する全様式関係)
 - 2 納税証明書の電子請求の開始に伴い、納税証明書の様式の整備を行うこととした。(別記第 28 号様式関係)
 - 3 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 は、平成 17 年 3 月 22 日から施行することとした。

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 17 年 3 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 7 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県税条例施行規則(昭和 30 年熊本県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。
別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第2条関係）

（表）

<p style="text-align: center;">② 個人事業税領収済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">振替口座</td> <td style="width: 50%;">加入者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">収支システム</td> <td style="width: 20%;">納税者番号</td> <td style="width: 20%;">延滞金</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>枝番</td> <td>年 度</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>課税</td> <td>調定年月日</td> <td>年 度</td> <td>本 税</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"> 上記の金額は、領収済であるから通知します。 熊本県出納長様 取りまとも局 </p> <p style="text-align: right;"> 領収日付印 熊本県 事務所長 </p>	振替口座	加入者	収支システム	納税者番号	延滞金		税目	枝番	年 度	合計	課税	調定年月日	年 度	本 税	<p style="text-align: center;">② 個人事業税納付書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">振替口座</td> <td style="width: 50%;">加入者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">税 額</td> <td style="width: 20%;">延滞金</td> <td style="width: 20%;">合計</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>納税者番号</td> <td>年 度</td> <td>課税</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"> 上記のとおり納付します。 </p> <p style="text-align: right;"> 領収日付印 熊本県 事務所長 </p>	振替口座	加入者	税 額	延滞金	合計		納税者番号	年 度	課税	
振替口座	加入者																								
収支システム	納税者番号	延滞金																							
税目	枝番	年 度	合計																						
課税	調定年月日	年 度	本 税																						
振替口座	加入者																								
税 額	延滞金	合計																							
納税者番号	年 度	課税																							
<p style="text-align: center;">② 個人事業税領収済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">振替口座</td> <td style="width: 50%;">加入者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">納期限</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td>納税者番号</td> <td>年 度</td> <td>年 税 額</td> </tr> <tr> <td>課税標準額(千円)</td> <td>税率(%)</td> <td>課税標準額(千円) 税率(%)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"> 裏面参照のうえ、右記のとおり納付してください。 </p> <p style="text-align: right;"> 年 月 日 熊本県 地域振興局長 印 熊本県 事務所長 </p>	振替口座	加入者	年度	納期限		納税者番号	年 度	年 税 額	課税標準額(千円)	税率(%)	課税標準額(千円) 税率(%)	<p style="text-align: center;">② 個人事業税納税通知書兼領収証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">振替口座</td> <td style="width: 50%;">加入者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">税 額(円)</td> <td style="width: 20%;">延滞金(円)</td> <td style="width: 20%;">合計(円)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>課税標準額(千円)</td> <td>税率(%)</td> <td>課税標準額(千円) 税率(%)</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"> 上記の金額を領収しました。 </p> <p style="text-align: right;"> 領収日付印 熊本県 事務所長 </p>	振替口座	加入者	税 額(円)	延滞金(円)	合計(円)		課税標準額(千円)	税率(%)	課税標準額(千円) 税率(%)				
振替口座	加入者																								
年度	納期限																								
納税者番号	年 度	年 税 額																							
課税標準額(千円)	税率(%)	課税標準額(千円) 税率(%)																							
振替口座	加入者																								
税 額(円)	延滞金(円)	合計(円)																							
課税標準額(千円)	税率(%)	課税標準額(千円) 税率(%)																							

様

下

下

様

様

(裏)

- 課税の根拠などについて
- 1 課税の根拠 地方税法第72条の2、第72条の49の8、第72条の49の10、熊本県税条例第39条、第40条、第41条
- 2 定期2期分の納期限は、11月30日(当該日が土曜日又は日曜日の場合は、これらの日の翌日)となります。
- 3 納期限までに納付されなるときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。
- 4 納期限までに納付されないうえに督促を受け、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されなるときは、滞納処分を受けることとなります。
- 5 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。
- 6 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することとができますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができません。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第3号の2様式中

を

課税の根拠などについて

- 1 課税の根拠
地方税法第72条の2、第72条の49の8、第72条の49の10
熊本県税条例第39条、第40条、第41条
- 2 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間はその日数に応じ、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。
- 3 納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 4 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由してください。

課税の根拠などについて

- 1 課税の根拠
地方税法第72条の2、第72条の49の8、第72条の49の10
熊本県税条例第39条、第40条、第41条
- 2 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間はその日数に応じ、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。
- 3 納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 4 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。
- 5 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改める。

別記第3号の3様式(裏)を次のように改める。
(裏)

※ 課税の根拠その他について

- 1 この税は、不動産の所有権の取得(売買、贈与、交換、家屋の建築等)に対してかかる流通税です。
- 2 課税の根拠は地方税法第73条の2、熊本県条例第49条の2、熊本県条例第49条の規定によって課税したものです。
- 3 納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合)が加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合)の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 4 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。
- 5 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
- なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

6 その他

(1) 納付の場所

- (2) 住宅や住宅用の土地の取得に対しての課税については、一定の要件を満たしている場合、特例措置(税金が安くなること)の適用を受けることができます。

この特例措置の適用には、当該住宅又は土地の取得に係る不動産取得税の納期限後60日を経過する日までに申告が必要です。(ただし、既に特例適用申告書を提出されているときは、軽減後の税額です。)

- (3) 贈与により、農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予を受けようとするときは、その取得の日の翌年の3月15日又は不動産取得税の納期限のいずれか早い日までに申請してください。

※ 詳細については最寄りの地域振興局(県税事務所)へおたずねください。

別記第3号の4様式(裏)を次のように改める。
(裏)

<p>御案内</p> <p>1 賦課の根拠 地方税法第145条、熊本県税条例第98条 " 148条、 " 102条</p> <p>2 賦課期日 毎年4月1日</p> <p>3 納付場所</p> <p>4 延滞金 納期限までご完納されない場合は、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4.0%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4.0%の割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.0%の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、10万円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>5 滞納処分 納期限までご完納されない場合は、地方税法第165条及び第167条の規定によって、滞付及び滞納処分を実施することになります。</p> <p>6 自動車税の脱税に関する罪 詐欺その他不正の行為によって、この税の全額又は一部を免れた者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は懲役及び罰金を併科されます。</p> <p>7 教示</p> <p>(1) この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、熊本県自動車税事務所を経由して提出してください。</p> <p>(2) この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても徴状がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他徴状を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>お問い合わせ先</p> <p>名 称 電話番号</p>
--	--------------------------------

別記第3号の5様式(裏)を次のように改める。
(裏)

	<p style="text-align: center;">—御 案 内—</p> <p>※賦課の根拠などについて</p> <p>1 賦課の根拠 地方税法第145条、熊本県税条例第98条 " 148条、 " 102条</p> <p>2 賦課期日 毎年4月1日</p> <p>3 延滞金 納期限までに完納されない場合は、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>4 滞納処分 納期限までに完納されない場合は、地方税法第165条及び第167条の規定によって、督促及び滞納処分を実施することになります。</p> <p>5 自動車税の脱税に関する罪 詐欺その他不正の行為によって、この税の全額又は一部を免れた者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又は懲役及び罰金を併科されます。</p> <p>6 教示</p> <p>(1) この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、熊本県自動車税事務所を經由して提出してください。</p> <p>(2) この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
<p style="text-align: center;">れ ん だ 野 庫</p>	

別記第3号の6様式(裏)を次のように改める。
(裏)

<p style="text-align: center;">※ 鉱区税の課税の根拠などについて</p> <p>1 納税義務者 鉱区税は、鉱区に対し、面積を課税標準として、4月1日現在における鉱業権者に賦課されます。 鉱区税の賦課期日(4月1日)後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から月割をもって、また賦課期日 後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもって鉱区税が賦課されます。公売及び競売以外の事由 による鉱業権の移転があった場合旧鉱業権者の未納の鉱区税に係る徴収金があるときは、新、旧鉱業権者は連帯して納 付する義務を負われます。(地方税法第178条、第195条、県税条例第110条)</p>	<p>2 税率(地方税法第180条、県税条例第111条)</p> <p>(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試験鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 石油又は可燃性天然ガス 同上税率の3分の2</p> <p>(2) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 面積100アールごとに 年額200円</p> <p>(3) 面積に100アール未満の端数があるときは100アールとして計算されます。</p> <p>3 納期限後に納付する場合には、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加 算して納付しなければなりません。</p> <p>(1) ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以 後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算 した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合)の割合で計算されま す。</p> <p>(2) 延滞金は、100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満である場合には、その端数金額又はその全 額を切り捨てて計算されます。</p> <p>4 詐欺その他不正の行為によってこの税の全部又は一部を免れた者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金若し くは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科されます。</p> <p>5 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規 定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>6 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月 以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することがで きませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--	---

別記第 11 号様式を次のように改める。
別記第 11 号様式（第 6 条関係）

税 更 訂 通 知 書

第 号
年 月 日

納税者

住(居)所

氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県 事務所長

年度 税を下記のとおり更訂しましたので通知します。なお、税額は次のとおりとなりますので、未納の方は、至急地域振興局(事務所)へ納付してください。

記

	当初決定額	更訂額	増減額	備考
課 税 標 準 額				
税 額				

上記のほか、延滞金がつきます。

教

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

示

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(備考)この様式中不要の文字は、使途に従い、抹消してください。

別記第13号様式を次のように改める。
別記第13号様式（第7条関係）

(表)

法 人 県 民 税 ・ 法 人 事 業 税 更 正 通 知 書									
第 号 年 月 日								印	
様 熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長									
地方税法第55条第 項又は第72条 第 項の規定により次のとおり更正（決定）しましたので通知します。									
法 人 番 号		事業年度(連結事業年度)・計算期間		年 月 日から		年 月 日まで			
法 人 所 在 地									
法 人 名								代 表 者 名	
法 人 県 民 税									
区 分	今回の更正（決定）額				申告（中・確・修）更正（ ）		差引過不足税額		
	課税標準額 千円	税率 %	税 額 円	課税標準額 千円	税 額 円	(端数処理後) 円			
法 人 税 割	利 子 割 額				利 子 割 額				
	差引法人税割額				差引法人税割額				
均 等 割									
計									
この更正（決定）により納付すべき 県 民 税 額 円									
法 人 事 業 税									
区 分	今回の更正（決定）額				申告（中・確・修）更正（ ）		差引過不足税額		
	課税標準額 千円	税率 %	税 額 円	課税標準額 千円	税 額 円	円			
所 得 割 (特定信託所得割)	年400万円以下の金額								
	年400万円を超え800万円以下の金額								
	年800万円を超える金額								
	計								
軽減税率不適用法人の金額									
付 加 価 値 割									
資 本 割									
取 入 割									
合 計 事 業 税 額									
加 算 金	過 少 申 告		不 申 告		重		加 算 金 計 円		端数処理後の 事業税額 円
この更正（決定）により納付すべき 事 業 税 及 び 加 算 金 の 合 計 額 円									
この更正（決定）の基礎		1 法人税の 年 月 日の修正申告の提出による。 2 年 月 日法人税の更正・決定又は再更正による。 3							
注 意	1 この不足税額及び加算金の納期限は、 年 月 日と指定したから、納付書により指定金融機関（肥後銀行）、収納代理金融機関（県内各銀行支店・商工組合中央金庫熊本支店・九州労働金庫県内支店・県内信用金庫・県内信用組合・熊本県信用農業協同組合連合会・県内単位農協）若しくは県内の郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律に規定する委託事務を行う施設を含む。）又は地域振興局、熊本県税事務所若しくは自動車税事務所まで納付してください。								
	2 不足税額（不足税額に1,000円未満の端数があるときは又は不足税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）については、申告納付期限（ 年 月 日）の翌日から納付の日までの期間（ただし、 控除する。）の日数に応じ年14.6%（申告納付期限から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過するときにおける公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合））の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。								
備考	教示については裏面をご覧ください。								

※ この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

(裏)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第13号の2様式を次のように改める。
別記第13号の2様式（第7条関係）

第 号

県 民 税 利 子 割
県 民 税 配 当 割 更 正 ・ 決 定 通 知 書 兼 加 算 金 決 定 通 知 書
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割

特別徴収義務者	所在地		特別徴収義務者番号
	名称		

地方税法第 条 第 項の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。

この不足税額及び加算金額の納期限は 年 月 日と指定したから、別紙納入(付)書により納入してください。

なお、不足税額については、申告納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて年14.6%(この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3%(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合))の割合で計算した延滞金額を加算して納入してください。

年 月 日

熊本県 地域振興局長
熊本県熊本県税事務所長 印

区 分		実 績 年 月					合 計
		・	・	・	・	・	
再更正・更正・決定	課税標準額						
	税 額						
申告・当初更正(決定)	課税標準額						
	税 額						
差 引 過 不 足 税 額							
申 告 書 提 出 期 限		・	・	・	・	・	
申 告 書 提 出 日		・	・	・	・	・	
加算金	過少申告、不申告、重加算金の別率						
	金 額						
納 入 す べ き 合 計 額							

教 示

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注)この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第 14 号様式を次のように改める。
別記第 14 号様式（第 7 条関係）

県たばこ税更正・決定通知書

第 号

納 税	住所又は所在地	
義 務 者	氏名又は名称	様

地方税法第 条第 項の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。
この不足税額及び加算金の納期限は 年 月 日と指定しましたので別紙納付書により納付してください。

なお、不足税額については、申告納期限(実績月の翌月末)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%(この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合))の割合で計算した延滞金額を加算して納付してください。

年 月 日

熊本県熊本県税事務所長 印

実績月別	再更正、更正 決 定		申 告、 申 当 初 更 正		差引過不足額		過 少、不申告、 重 加 算 金			納入すべき 合 計 額
	課税標準 数量	税額	課税標準 数量	税額	課税標準 数量	税額	区分	率	金額	
年 月	本	円	本	円	本	円			円	円
年 月										
年 月										
年 月										
年 月										
合 計										

教 示

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当県税事務所を經由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号の2様式を次のように改める。
別記第14号の2様式(第7条関係)

第 号
 地方税法第 条第 項の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。この不足税額及び加算金額の納期限は 年 月 日と指定しましたので別紙納入(付)書により納入(付)してください。

なお、不足税額については、申告納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じて年14.6%(この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過するまでの期間については、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合)の割合で計算した延滞金額を加算して納入(付)してください。

年 月 日

熊本県 地域振興局長
熊本県熊本県税事務所長

年 月 日

様

納税者番号

ゴルフ場利用税更正・決定通知書
兼加算金決定通知書

特別徴収義務者

住所(所在地)

氏名(名称)

共同経営者

住所(所在地)

氏名(名称)

納税者番号	枝番	施設の種別	等級	所在地	ゴルフ場名		印
					申告書提出日	申告書提出期限	
区分	再更正・更正・決定額	申告・当初更正・決定額	差引	申告書提出期限	申告書提出日	加算	納付すべき
実績年月	課税標準 税率 税額	課税標準 税率 税額	過不足税額			過少申告加算金	合計
.				.	.	不申告加算金	重加算金
.				.	.		
.				.	.		
.				.	.		
.				.	.		
.				.	.		
.				.	.		
.				.	.		
.				.	.		
.				.	.		
合計							

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても提起できないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教 示

別記第14号の2の3様式を次のように改める。
 別記第14号の2の3様式(第7条関係)

軽油引取税更正・決定通知書
 兼加算金決定通知書

特別徴収義務(納税)者

住所(所在地)

氏名(名称)

様

第 号

第 条の 項の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知
 地方税法第 項の規定により次のとおり更正・決定しましたので別紙納入
 (付)書により納入(付)してください。
 なお、不足税額については、申告納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じて年
 14.6%(この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1
 月を経過するまでの期間については、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間につい
 ては、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加
 算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合))の
 割合で計算した延滞金額を加算して納入(付)してください。

年 月 日

納税者番号	枝番	課税区分		営業所名		納付すべき 合計額		
		再更正・更正・決定額	申告・当初更正・決定額	差引 過不足税額	経営場所			
実績年月	課税標準額	再更正・更正・決定額	申告・当初更正・決定額	差引 過不足税額	申告書 提出期限	申告書 提出日	加 算	納付すべき 合計額
・	・	・	・	・	・	・	過少申告加算金	・
・	・	・	・	・	・	・	不申告加算金	・
・	・	・	・	・	・	・		・
・	・	・	・	・	・	・		・
・	・	・	・	・	・	・		・
・	・	・	・	・	・	・		・
・	・	・	・	・	・	・		・
・	・	・	・	・	・	・		・
・	・	・	・	・	・	・		・
・	・	・	・	・	・	・		・
・	・	・	・	・	・	・		・
・	・	・	・	・	・	・		・
・	・	・	・	・	・	・		・
・	・	・	・	・	・	・		・
合計	・	・	・	・	・	・		・

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求を
 することができる。
 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が
 被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についても提起することができず、
 に該当するときは、裁判を経ないでも提起することができず、
 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教 示

別記第 14 号の 2 の 4 様式を次のように改める。
 別記第 14 号の 2 の 4 様式（第 7 条関係）

県たばこ税不申告加算金決定通知書

第 号

納 税 義 務 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	様

申告書が提出期限後に提出されましたため、地方税法第 条第 項の規定により次のとおり不申告加算金を決定しましたので通知します。

この不申告加算金の納期限は 年 月 日と指定しましたので別紙納付書により納付してください。

年 月 日

熊本県熊本県税事務所長 印

実績月別	算 定 の 基 礎			率	金 額
	申告期限	申告年月日	申告税額		
年 月	年 月 日 ・ ・	年 月 日 ・ ・	円	/100	円
年 月	・ ・	・ ・		/100	
年 月	・ ・	・ ・		/100	
年 月	・ ・	・ ・		/100	
年 月	・ ・	・ ・		/100	
年 月	・ ・	・ ・		/100	
合計					

教 示

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 15 号様式中

教 示	<p>この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。</p>
--------	---

を

教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--------	--

に改める。

別記第 15 号の 2 様式を次のように改める。

別記第 15 号の 2 様式 (第 8 条関係)

第	号	納 付 (納 入) 催 告 書	
納 税 者 (特別徴収義務者)	住 所		
	氏 名		
上記納税者(特別徴収義務者)に係る第二次納税義務者(又は保証人)として納付(納入)すべき金額		円	
<p>上記の金額はさきに納付(納入)通知書で通知しましたが、まだ納付(納入)がありませんので、至急納付(納入)してください。</p> <p style="text-align: right;">催告書発付 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長 印</p>			
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		

(備考)この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第 16 号様式中

教 示	<p>この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。</p>
--------	---

を

教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--------	--

に改める。

別記第 16 号の 3 様式を次のように改める。
 別記第 16 号の 3 様式（第 9 条の 2 関係）

強制換価の場合の県たばこ税(軽油引取税)の徴収通知書						
納税者 住所 氏 名 様					第 年 月 日	号 日
				熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 印		
次の製造たばこ(軽油)が強制換価された場合には、地方税法第13条の3第1項の規定により、その代金のうちから、次の県たばこ税(軽油引取税)を徴収します。						
特別徴収義務者 又は納税者	住 所 (居所)					
	氏 名					
強制換価(軽油)及び税額 手続に付されている製造たば	製造たばこ等の名称	性 質	数 量	税 率	税 額 円	
執 行 機 関 名						
差 押 年 月 日 又 は 事 件 名						
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

別記第 16 号の 4 様式中

教 示	<p>この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。</p>
--------	---

を

教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経なくても提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--------	--

に改める。

別記第 16 号の 7 様式を次のように改める。
別記第 16 号の 7 様式（第 9 条の 6 関係）

譲渡担保権者に対する告知書										
譲渡担保権者 様										第 年 月 日 号
熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長										印
地方税法第14条の18第1項の規定により、次の納税者(特別徴収義務者)の県税に係る滞納金額のうち次の金額を譲渡担保財産から徴収します。										
納 税 者 (特別徴収義務者)				住 所						
				氏 名						
滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	督促状発付年月日	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	備考
				円	法律による金額	円	法律による金額	
								
								
								
上記納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうち地方税法第14条の18第1項の規定により徴収しようとする金額								円		
譲渡担保財産 (名称、数量、 性質及び所在)										
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>									

(備考)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 16 号の 8 様式を次のように改める。
 別記第 16 号の 8 様式（第 9 条の 6 関係）

地方税法第14条の18第2項の規定による 納税者(特別徴収義務者)に対する通知書										
										第 年 月 日 号
納 税 者 (特別徴収義務者) 様										
熊 本 県 地 域 振 興 局 長 熊 本 県 事 務 所 長										印
<p>あなたが納付(納入)すべき県税に係る滞納金額のうち次の金額を地方税法第14条の18第1項の規定により譲渡担保財産から徴収することになりましたので、同条第2項の規定により通知します。</p>										
譲渡担保権者		住 所								
		氏 名								
滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	督促状発 付年月日	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	備考
				円	法律によ る金額	円	法律による 金額	
								
								
上記滞納金額のうち地方税法第14条の18第1項の規定により徴収しようとする金額								円		
譲渡担保財産 (名称、数量、 性質及び所在)										
譲渡担保権者に対する告知書を発した日						年 月 日				

(備考)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 17 号の 2 様式を次のように改める。
別記第 17 号の 2 様式（第 10 条関係）

承 認 徴収猶予(期間延長)一部承認 通知書 不 承 認										
住所又は所在地 氏名又は名称							様	第 年	月	号 日
							熊本県 熊本県	地域振興局長 事務所長	印	
年 月 日付けで申請のあった徴収猶予(期間の延長)については、次のとおり承認(一部承認)する(承認しない)こととしましたので、通知します。										
対 象 税 目 等	年 度 (事業年度)	期 別	税 目	納 期 限 既猶予期間	税 額 (既猶予額)	延滞金額 (既猶予額)	加算金額 (既猶予額)	滞納処分費 (既猶予額)	備 考	
				~	円	円	円	円		
				~						
				~						
				~						
				~						
	合 計					円	円	円	円	
徴 収 猶 予 期 間 等	徴収猶予(延長)期間		年 月 日から 年 月 日まで							
		納付(納入)日	納付(納入)額	備 考		納付(納入)日	納付(納入)額	備 考		
	1		円		2		円			
	3		円		4		円			
5		円		徴収猶予額合計			円			
一部承認する (承認しない) 理 由										
備 考										
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。									

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 18 号様式を次のように改める。
別記第 18 号様式（第 10 条、第 22 条関係）

不動産取得税 通知書

〒 住所又は所在地
氏名又は名称 様

税第 号
平成 年 月 日

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務所長

あなたが取得された不動産に対する不動産取得税について、次のとおり決定しましたので通知します。

減額等の種類：

(課税番号)納税者番号： 所管： 取得区分： 課税期月： 納期限：

区 分		課税標準額	税 額	
当初決定額				
今回決定内容	減額等の額			
	決定額			
	徴収猶予額			
	徴収猶予期限		変更後納期限	

根拠法令等

既 納 付 額	

教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
-----	---

別記第 19 号様式中

教 示	<p>この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。</p>
--------	---

を

教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--------	--

に

改める。

別記第 19 号の 2 様式を次のように改める。
 別記第 19 号の 2 様式（第 11 条の 3 関係）

納税者 様 熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長 換価の猶予(期間延長、取消)通知書 あなたの現状にかんがみ、次の滞納金額について換価猶予(期間延長)をしますので次の納付計画を確実に実行し新たに県税を滞納しないようにしてください。 年 月 日付け第 号で通知しました換価の猶予については、次の理由により取り消しますので、次の滞納金額を直ちに納付してください。	第 年 月 日 号 印						
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納 期 限 督促状発付年月日	税 額	延滞金	計
					円	円	円
納 付 計 画	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	
		円		円		円	

計画の基礎				
猶予 (期間延長・取消)事由	地方税法第15条の5第1項第 号該当	差押の内容 担保物件		
	同法第15条の6第1項第 号該当	上記のとおり分納期限までに納付することを誓約いたしました。 年 月 日 熊本県 地域振興局長 様 熊本県 事務所長 (住所) 氏 名 印	整理区分	記帳印
			処分入力	
			処理表	
			整理カード	
教示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2 通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。なお、換価の猶予(期間延長)をすることについて通知する場合には、教示欄を抹消して使用すること。

別記第 19 号の 3 様式を次のように改める。
 別記第 19 号の 3 様式（第 11 条の 4 関係）

滞納処分の執行停止通知書

第 年 月 号 日

様

熊本県 地域振興局長
 熊本県 事務所長

印

あなたの現状を考慮して次の県税に係る滞納処分の執行を停止しますので、地方税法第15条の7第2項の規定により通知します。

しかし、これによってあなたの納税義務が消滅したわけではありませんので資力が回復されました場合は、次の県税を直ちに納付してください。

執行停止額	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	滞納処分費	計
					円	法律による金額	円	円	円	法律による金額	円

執行停止の理由

別記第 19 号の 4 様式を次のように改める。
 別記第 19 号の 4 様式（第 11 条の 5 関係）

滞納処分の執行停止取消通知書											
様 熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長											第 年 月 日 号 印
あなたが滞納している県税について 年 月 日付け第 号で滞納処分の執行を停止しましたが、本日停止処分を取り消しましたので、地方税法第15条の8第2項の規定により通知します。 ついては、次の県税を直ちに納付してください。											
執行停止取消額	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	滞納処分費	計
					円	法律による金額	円	円	円	法律による金額	円
取消の理由											
教示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。										

別記第 19 号の 5 様式を次のように改める。
 別記第 19 号の 5 様式（第 11 条の 7 関係）

保 全 担 保 提 供 命 令 書				
特別徴収義務者(納税者) 住(居)所 氏名又は名称 様		第 年	月	号 日
		熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長	印	
県税の徴収上必要がありますので、地方税法第16条の3第1項の規定により次のとおり担保の提供を命じます。				
担 保 の 内 容	担保される 県 税	年 月 日	以後に課される 税 税	
	担保される金額	円		
	担種 保 の 類	(上記金額を担保にするに足るものを提供してください。なお、第三者の所有するものであっても差し支えありません。)		
担保の提供期間		年 月 日	限	
備 考	1 担保される金額の算出根拠は次のとおりです。 2			
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			

別記第 19 号の 6 様式を次のように改める。
 別記第 19 号の 6 様式（第 11 条の 8 関係）

保全担保にかかる抵当権設定通知書			
			第 年 月 日
特別徴収義務者(納税者)			
住(居)所			
氏名又は名称		様	
		熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長	印
さきに保全担保提供命令書により命令した担保の提供がないので、次のとおりあなたの財産について抵当権を設定します。 地方税法第16条の3第4項の規定により通知します。			
抵当権の内容	担保される県 税	年 月 日以後に課される 税	
	担保される金額		円
	担保財産		
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

別記第 19 号の 6 の 2 様式中

教 示	<p>この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。</p>
--------	---

を

教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--------	--

に

改める。

別記第 19 号の 7 様式を次のように改める。
 別記第 19 号の 7 様式（第 11 条の 9 関係）

保 全 差 押 金 額 決 定 通 知 書			
			第 年 月 日
納 税 者 特別徴収義務者 住(居)所 氏 名		様	印
		熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長	
次のとおり保全差押金額を決定しましたので、地方税法第16条の4第2項の規定により通知します。			
保 全 差 押 金 額	年 度	税 目	金 額
			円
			円
			円
			円
			円
備 考			
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

別記第 22 号様式を次のように改める。
別記第 22 号様式（第 14 条関係）

納 期 限 延 長 通 知 書			
納付(納入)者様		年	第 号 月 日
熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長		印	
年 月 日付けで申請のあった納期限の延長については、熊本県税条例 第15条の規定により下記のとおり延長しましたので通知します。 記			
納付(納入)者	住 所		
	氏 名		
税 目	年度	期分	税
延長納期限	年 月 日		
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。		
	2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

(備考)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 23 号様式を次のように改める。
別記第 23 号様式（第 14 条関係）

申告納付期日延長承認通知書

第 年 月 日 号

納税者
住(居)所
氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長
熊本県熊本県税事務所長

印

熊本県税条例第43条第1項第1号ただし書の規定による法人事業税の申告納付期日延長については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

法 人 名	
所 在 地	
事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで
承認した申告納付期日	
承認年月日	

摘 要

- 教 示
- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。
 - この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(備考)この様式中不要の文字は、使途に従い、抹消してください。

別記第 23 号の 2 様式を次のように改める。
別記第 23 号の 2 様式（第 14 条関係）

申告納付期日延長承認通知書

第 号
年 月 日

納税者
住(居)所
氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長
熊本県熊本県税事務所長 印

熊本県税条例第43条第1項第2号(第3号)の規定による法人事業税の申告納付期日延長については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

法 人 名	
所 在 地	
承認した事業年度	年 月 日から 年 月 日までの事業年度分から
承認した期間	月間延長
承認年月日	

摘 要

- 教 示
- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。
 - この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(備考) この様式中不要の文字は、用途に従い、抹消してください。

別記第 24 号様式を次のように改める。
別記第 24 号様式（第 15 条関係）

(表)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">還付通知書</td> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">一般会計</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	還付通知書	年度	一般会計				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">還 付 金 額 の 支 払</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">お 支 払</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">払</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 払 方 法</td> <td style="text-align: center;">送 金 No.</td> <td style="text-align: center;">預 金 種 別 口 座 番 号</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">金融機関名</td> </tr> </table>	還 付 金 額 の 支 払	お 支 払	払	支 払 方 法	送 金 No.	預 金 種 別 口 座 番 号	金融機関名			
還付通知書	年度	一般会計															
還 付 金 額 の 支 払	お 支 払	払															
支 払 方 法	送 金 No.	預 金 種 別 口 座 番 号															
金融機関名																	
<p>あなたが納付された税金に係る過誤納金を下記のとおり還付しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>			<p>熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長</p> <p>印</p>														
<p>〒 住所</p> <p>氏名 名称</p>			<p>還付金額 (①+②) 円</p>														
<p>※教示事項 裏面のとおり</p>			<p>過誤納明細</p>														
年度	月	税 目	税 区 分	納 付 した 額 (円)	納 付 を 要 した 額 (円)	過 誤 納 額 ① (円)	過 誤 納 額 ② (円)	還 付 加 算 金 ② (円)	(円)								
年度	月	税 目	税 区 分	納 付 した 額 (円)	納 付 を 要 した 額 (円)	過 誤 納 額 ① (円)	過 誤 納 額 ② (円)	還 付 加 算 金 ② (円)	(円)								
年度	月	税 目	税 区 分	納 付 した 額 (円)	納 付 を 要 した 額 (円)	過 誤 納 額 ① (円)	過 誤 納 額 ② (円)	還 付 加 算 金 ② (円)	(円)								
年度	月	税 目	税 区 分	納 付 した 額 (円)	納 付 を 要 した 額 (円)	過 誤 納 額 ① (円)	過 誤 納 額 ② (円)	還 付 加 算 金 ② (円)	(円)								
年度	月	税 目	税 区 分	納 付 した 額 (円)	納 付 を 要 した 額 (円)	過 誤 納 額 ① (円)	過 誤 納 額 ② (円)	還 付 加 算 金 ② (円)	(円)								

教示 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかにか該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(裏)

別記第 26 号様式を次のように改める。
別記第 26 号様式（第 17 条関係）

（表）

<p style="text-align: center;">下 住 又 所 在 地 氏 又 名 稱</p>	<p style="text-align: center;">過(誤)納金充当通知書 第 号</p> <p style="text-align: center;">あなたが納付された税金に係る 過(誤)納金を次のとおり未納の税金 に充当しますので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">熊本県 地域振興局長 印 熊本県 事務所長</p>	<p style="text-align: center;">共通納番</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">年度</td> <td style="width: 5%;">税</td> <td style="width: 5%;">税区</td> <td style="width: 5%;">納付した額</td> <td style="width: 5%;">納付を要した額</td> <td style="width: 5%;">還付加算金</td> <td style="width: 5%;">登録番号</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	年度	税	税区	納付した額	納付を要した額	還付加算金	登録番号																																																		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">年度</td> <td style="width: 5%;">税</td> <td style="width: 5%;">税区</td> <td style="width: 5%;">先屋号 / 登録号</td> <td style="width: 5%;">充当不足額</td> <td style="width: 5%;">充当した額</td> <td style="width: 5%;">未納額</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	年度	税	税区	先屋号 / 登録号	充当不足額	充当した額	未納額																																																		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">年度</td> <td style="width: 5%;">税</td> <td style="width: 5%;">税区</td> <td style="width: 5%;">先屋号 / 登録号</td> <td style="width: 5%;">充当不足額</td> <td style="width: 5%;">充当した額</td> <td style="width: 5%;">未納額</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	年度	税	税区	先屋号 / 登録号	充当不足額	充当した額	未納額																																																		<p style="text-align: center;">過誤納額(円)</p>
年度	税	税区	納付した額	納付を要した額	還付加算金	登録番号																																																																																																																																																																								
年度	税	税区	先屋号 / 登録号	充当不足額	充当した額	未納額																																																																																																																																																																								
年度	税	税区	先屋号 / 登録号	充当不足額	充当した額	未納額																																																																																																																																																																								
<p>過誤納明細</p>		<p>過誤納明細</p>		<p>※教示事項 裏面のとおりに 充当明細</p>		<p>充当明細</p>																																																																																																																																																																								

教示 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

(裏)

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかにかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 26 号の 3 様式を次のように改める。
別記第 26 号の 3 様式（第 17 条の 2 関係）

更正の請求不承認通知書

第 年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長
熊本県 事務所長 印

年 月 日に提出のありました の更正の請求については、
次の理由により承認しないこととしましたので通知します。

摘
要

承
認
し
な
い
理
由

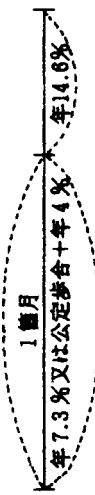
教
示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。
(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第27号様式(その1)を次のように改める。
別記第27号様式(その1)(第18条関係)

<p>1 滞納処分 この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日まで完納されなければ、国税徴収法の規定による滞納処分の例により財産の差押えをします。</p> <p>2 延滞金の計算 延滞金は、次のとおり納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間にあっては、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した場合もあります)を乗じて計算します。ただし、計算方法が異なる場合もありますので詳しいことは地域振興局(県税事務所)へおたずねください。</p> <div style="text-align: center;"> <p>納期限の翌日</p> <p>税金完納の日</p> </div>	<p>3 教示 (1) この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。 (2) この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>4 納付の場所</p>	<p style="text-align: center;">督 促 状</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>納税者番号</td> <td>枝 番</td> <td>年 度</td> </tr> <tr> <td>課 税 年 月</td> <td>課 税 区 分</td> <td>納 期 限</td> </tr> <tr> <td>年 月</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>税 目</td> <td>本 税 (円)</td> <td>延 滞 金 (円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本 税 (円)</td> <td>延 滞 金 (円)</td> </tr> <tr> <td>課 税 地</td> <td>加 算 金 (円)</td> <td>重 加 算 金 (円)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長</p> <p style="text-align: right;">印</p>	納税者番号	枝 番	年 度	課 税 年 月	課 税 区 分	納 期 限	年 月		年 月 日	税 目	本 税 (円)	延 滞 金 (円)		本 税 (円)	延 滞 金 (円)	課 税 地	加 算 金 (円)	重 加 算 金 (円)
納税者番号	枝 番	年 度																		
課 税 年 月	課 税 区 分	納 期 限																		
年 月		年 月 日																		
税 目	本 税 (円)	延 滞 金 (円)																		
	本 税 (円)	延 滞 金 (円)																		
課 税 地	加 算 金 (円)	重 加 算 金 (円)																		
<p>1 滞納処分 この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日まで完納されなければ、国税徴収法の規定による滞納処分の例により財産の差押えをします。</p> <p>2 延滞金の計算 延滞金は、次のとおり納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間にあっては、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した場合もあります)を乗じて計算します。ただし、計算方法が異なる場合もありますので詳しいことは地域振興局(県税事務所)へおたずねください。</p> <div style="text-align: center;"> <p>納期限の翌日</p> <p>税金完納の日</p> </div>	<p>3 教示 (1) この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。 (2) この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>4 納付の場所</p>	<p style="text-align: center;">が き</p> <p style="text-align: center;">便 は</p> <p style="text-align: center;">郵 局</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">熊本県 地域振興局 熊本県熊本県税事務所</p>																		

別記第 27 号様式 (その 2) (裏) を次のように改める。
(裏)

<p>1 滞納処分 この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、国税徴収法の規定による滞納処分の例により財産差押えの処分を受けます。</p> <p>2 延滞金の計算 延滞金は、次のとおり納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間にあっては、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合))の割合を乗じて計算します。 ただし、計算方法が異なる場合もありますので、くわしいことは地域振興局(国税事務所)へお尋ねください。</p> <p>納期限の翌日 税金完納の日</p>	<p>3 納付の場所</p>  <p>1 箇月 年 7.3 % 又は 公定歩合 + 年 4 % 年 14.6 %</p>
<p>教 示</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2 通)は知事あてにして、熊本県自動車税事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	

別記第 28 号（その 1）を次のように改める。
 別記第 28 号様式（その 1）（第 19 条の 2 関係）

納 税 証 明 書								
住(居)所 氏名又は名称								
証明書の 使用目的						証明書の 発行枚数		
証明事項								
年度	区分	税 目	納付(入) すべき税額	納付(入) 済 額	未納税額	法 定 納 期 限	備 考	
(その他)								
第 号 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日								
						熊本県 地域振興局長	印	
						熊本県 事務所長		

- (注) 1 この様式使用の際は、用途に応じて該当欄のみ記入し、不要の箇所は、斜線で抹消すること。
- 2 地方税法施行規則第1条の9に規定する事項の証明は、(その他)欄に記載すること。

別記第 28 号（その 2）を次のように改める。
別記第 28 号様式（その 2）

納 税 証 明 書					
(住所・所在地)			(氏名・名称)		
証明書の使用目的				証明書の発行枚数	
				枚	
証明事項					
年度	区 分	税 目	法 定 納 期 限	実績年度等	備 考
納付(入)すべき金額		納 付 (入) 済 額	未 納 税 額		
件 × 枚 × 円 = 円					
第 号 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日					
				熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長	印

別記第28号(その6)を次のように改める。
別記第28号様式(その6)

納 税 証 明 書		
(住所・所在地)		(氏名・名称)
証明書の使用目的		証明書の発行枚数
		枚
証明事項		
税について未納の税額はありません。		
1件× 枚× 円＝ 円		
第 号		
上記のとおり相違ないことを証明します。		
年 月 日		
		熊本県 地域振興局長 印
		熊本県 事務所長

別記第 48 号の 2 様式を次のように改める。
別記第 48 号の 2 様式（第 35 条の 2 関係）

軽油引取税の課税地に係る指定通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長
熊本県熊本県税事務所長 印

熊本県税条例第5条第1項第11号アの規定により、軽油引取税の課税地を下記のとおり指定することとしましたので通知します。

記

事務所又は事業所の所在地

納入地

教
示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第 48 号の 2 の 2 様式を次のように改める。
 別記第 48 号の 2 の 2 様式（第 35 条の 2 関係）

軽油引取税の課税地に係る指定変更通知書

第 号
 年 月 日

住 所
 氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長
 熊本県熊本県税事務所長

印

熊本県税条例第5条第1項第11号アの規定により指定を行った軽油引取税の課税地について、下記のとおり指定変更することとしましたので通知します。

記

変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

教
 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第 48 号の 3 の 2 様式を次のように改める。
 別記第 48 号の 3 の 2 様式（第 35 条の 3 関係）

仮特約業者指定取消通知書

第 号
 年 月 日

住 所
 氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長 印
 熊本県熊本県税事務所長

地方税法第700条の6の3第3項の規定により、軽油引取税の仮特約業者の指定を取り消すこととしましたので通知します。

指定取消年月日 年 月 日

指定取消の理由

教
 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第48号の3の4様式を次のように改める。
別記第48号の3の4様式（第35条の4関係）

特約業者指定取消通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務所長

地方税法第700条の6の4第3項、第5項本文又は第6項後段の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を取り消すこととしましたので通知します。

指定取消年月日 年 月 日

指定取消の理由

教
示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第 48 号の 3 の 8 様式を次のように改める。
 別記第 48 号の 3 の 8 様式（第 35 条の 5 関係）

軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書

第 号
 年 月 日

住 所
 氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長
 熊本県熊本県税事務所長

印

下記のとおり特別徴収義務者の登録を消除することとしましたので、熊本県税条例第 136 条第 7 項の規定により通知します。

記

消 除 年 月 日	年 月 日
消 除 の 理 由	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第 48 号の 5 様式中

教 示	<p>この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。</p>	を
--------	---	---

教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	に
--------	---	---

改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記第 28 号様式の改正規定は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第 2 号

本庁各部(局)課(総室・室)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17 年 3 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令
 熊本県税事務取扱規程(昭和 47 年熊本県訓令第 9 号)の一部を次のように改正する。
 第 10 条第 3 項中「第 1 項」を「第 2 項」に、「調整」を「調製」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「本庁の当該年度の運営方針」を「前項の税務基本方針及び税務運営計画」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

総務部長は、税務基本方針及び年度ごとの税務運営計画を策定するものとする。

第 163 条中「にちょう付された」を「の交付に係る」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。
別記第3号様式（第5条関係）

災害等による期限延長の不承認通知書

第 号
年 月 日

納税者(特別徴収義務者)

住 所

氏 名 様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県 事務所長

年 月 日申請のあった 年度分 税に係る納期限

()の期限)の延長については、次のとおり承認しないこととしましたので
通知します。

承認しない理由	
---------	--

教

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。

示

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号の2様式を次のように改める。
別記第4号の2様式（第7条関係）

納税管理人承認(不承認)通知書		
		第 号 年 月 日
納税者(特別徴収義務者)		
住(居)所		
氏名又は名称 様		
	熊本県	地域振興局長
	熊本県	事務所長
年 月 日付けで申請のあった納税管理人の設定(変更)については、次のとおり承認する(しない)こととしましたので通知します。		
税 目	税	課税客体の所在地
(新)納税管理人 住(居)所 _____ 氏名又は名称 _____ 職 業 _____ 電 話 - -		(旧)納税管理人 住(居)所 _____ 氏名又は名称 _____ 職 業 _____ 電 話 - -
承認しない理由		
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	

(備考)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第4号の3様式を次のように改める。
別記第4号の3様式（第7条関係）

納税管理人を定めないことについての認定(不認定)通知書			
		第 号	
		年 月 日	
<p>納税者(特別徴収義務者)</p> <p>住(居)所</p> <p>氏名又は名称 様</p> <p style="text-align: right;">熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長</p> <p>年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次のとおり県税の徴収の確保に支障がない(ある)と認められ(ますので)、納税管理人を定めることを要しませんので通知します(熊本県税条例第23条第1項の規定により納税管理人を定めてください)。</p>			
納 税 者 又 は 特別徴収義務者	住 (居) 所		
	氏名又は名称		
税 目	税	課税客体の所在地	
認定しない理由			
摘 要			
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p> なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>		

(備考)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第9号様式を次のように改める。
別記第9号様式（第26条関係）

個人事業税更正（減免）通知書

年 月 日

様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務所長

個人事業税を次のとおり更正（減免）することとしましたので、通知します。

住 所			
氏 名			
調定年度		課税年度	
		摘 要	

区 分		前 回	今 回	増 差
総 所 得 金 額				/
事業専従者控除額				
その他の控除額				
事業主控除額				
課 税 所 得 金 額				
税 額 記 録	年 税 額			
	内	一 期		
		二 期		
	随 時			

既に納付済みの方で更正又は減免によって過納となった方には、別途送金払戻し（その他の未納税額のある方には充當のうえ別途充當通知）いたします。

なお、未納の方は地域振興局（県税事務所）へ至急お納めください。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（2通）は知事あてにして、当地域振興局（県税事務所）を經由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。
（1）審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 70 号様式を次のように改める。
別記第 70 号様式（第 89 条関係）

鉦 区 税 更 正（取 消）通 知 書

あなたの鉦区税の当初(前回)決定額を、下記の今回決定額に改める(取り消す)こととしましたので、通知します。

年 月 日

様

熊本県熊本県税事務所長 印

記

年 度		登録番号		差 引 税 額	課 税 面 積 (100アール)
当 初 (前 回) 決 定 額		今 回 決 定 額			
月 数	税 額	月 数	税 額		

この通知の結果、なお未納となる方は、当事務所へ納めてください。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当県税事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 72 号様式を次のように改める。
 別記第 72 号様式（第 93 条関係）

自動車取得税徴収猶予承認・不承認通知書			
住 所		第 号	
氏 名 様		年 月 日	
熊本県自動車税事務所長 印			
(登 録 車 両) 番 号	登 録 (届 出) 年 月 日	車 台 番 号	車 名
取得(登録・届出)年月日	年 月 日		
徴 収 猶 予 承 認 ・ 不 承 認 額			
徴 収 猶 予 期 限	年 月 日		
備 考			
年 月 日申請のあった自動車取得税の徴収猶予については、上記の とおり徴収猶予を承認する（しない）こととしましたので、通知します。			
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当事務所を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

別記第 74 号様式を次のように改める。
 別記第 74 号様式（第 93 条関係）

自動車取得税徴収猶予取消通知書			
住 所		第 号	
氏 名 様		年 月 日	
熊本県自動車税事務所長 印			
登 録 番 号 (車 両)	登 録 (届出) 年 月 日	車 台 番 号	車 名
徴収猶予通知年月日			
徴 収 猶 予 税 額			
徴収猶予取消税額			
理 由			
備 考			
地方税法第699条の14第4項の規定により、上記のとおり徴収猶予を取り消すことと しましたので直ちに納付してください。			
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当事務所を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

別記第76号様式を次のように改める。
別記第76号様式（第94条関係）

自動車取得税納税義務免除承認・不承認通知書			
住 所 氏 名 様		第 号 年 月 日	
熊本県自動車税事務所長 印			
登 録 番 号 (車 両)	登 録 (届出) 年 月 日	車 台 番 号	車 名
申 告 税 額			
免 税 税 額			
納 付 す べ き 税 額			
備 考			
年 月 日申請のあった自動車取得税の納税義務の免除については上 記のとおり納税義務の免除を承認する(しない)こととしましたので通知します。			
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当事務所を經由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

別記第 78 号様式を次のように改める。
別記第 78 号様式（第 96 条関係）

自動車取得税更正（決定）通知書									
							第 号		
							年 月 日		
様							熊本県自動車税事務所長 印		
地方税法第699条の18第 項の規定により次のとおり更正（決定）しましたので通知 します。									
登録(車両) 番号	取 得 年 月 日	登録(届出) 年 月 日	車 名	年 式 型 式	車 台 番 号	区 分	種 別	用 途	
				自・営			
登録(届出) 区 分	取 得 原 因		主たる定置場		取 得 者	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)			
更 正 (決 定) 額			申 告 (修 正) 額		差 引 過 不 足 額		過 少 申 告 (不 申 告) 重 加 算 金	納 付 す べ き 合 計 額	
課 税 標 準 額	税 率	税 額	課 税 標 準 額	税 額	課 税 標 準 額	税 額			
円		円	円	円	円	円		円	円
備 考	1 不足税額及び加算金の納期限は、 年 月 日と指定しましたので、別紙納付書により近くの指定金融機関(肥後銀行)、収納代理金融機関、県内の郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律に規定する委託事務を行う施設を含む。)又は自動車税事務所で納付してください。 2 不足税額については、申告納付期限(年 月 日)の翌日から納付日までの期間に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければなりません。 3 不足税額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨て、不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てます。								
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当事務所を經由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。								

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第 82 号様式を次のように改める。
別記第 82 号様式（第 101 条関係）

軽油引取税徴収猶予の 承認 一部承認 却下 通知書		
特別徴収義務者 _____ 様		第 号 年 月 日
熊本県 地域振興局長 印 熊本県熊本県税事務所長		
年 月 日付で申請があった軽油引取税の徴収猶予については、次のとおり承認・一部承認・却下することとしましたので通知します。		
申 請	年度・月別	年度 月実績
	法定納期限	年 月 日
	税 額	円
承認 ・ (却下)	承認 額	円
	不承認 額	円
	承認 期間	年 月 日から 年 月 日まで
一部承認又は却下する場合の理由		
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2 通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

別記第 83 号様式を次のように改める。
別記第 83 号様式（第 102 条関係）

軽油引取税 徴収不能額の還付(充当) 承認 納入義務の免除 一部承認 申請却下 通知書															
第 号 年 月 日															
特別徴収義務者 _____ 様															
熊本県 地域振興局長 印 熊本県熊本県税事務所長															
年 月 日付で申請があった軽油引取税納入義務免除(徴収不能額の還付)については、次のとおり承認・一部承認・申請却下することとしましたので通知します。															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年 度 ・ 月 別</td> <td style="width: 20%;">年 度</td> <td style="width: 20%;">月 分 从 ち</td> <td style="width: 20%;">年 度</td> <td style="width: 20%;">月 分 まで</td> </tr> <tr> <td>法 定 納 期 限</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>年</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>申 告 年 月 日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>年</td> <td>日</td> </tr> </table>	年 度 ・ 月 別	年 度	月 分 从 ち	年 度	月 分 まで	法 定 納 期 限	年	月	年	日	申 告 年 月 日	年	月	年	日
年 度 ・ 月 別	年 度	月 分 从 ち	年 度	月 分 まで											
法 定 納 期 限	年	月	年	日											
申 告 年 月 日	年	月	年	日											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 納 入 義 務 免 除 の 承 認 額 (数 量) の 算 出 </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">申 請 額 (数 量)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">承 認 す る も の</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">数 量</td> <td style="text-align: center;">リットル</td> <td style="text-align: center;">リットル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税 額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	納 入 義 務 免 除 の 承 認 額 (数 量) の 算 出		申 請 額 (数 量)	承 認 す る も の	数 量	リットル	リットル	税 額	円	円					
納 入 義 務 免 除 の 承 認 額 (数 量) の 算 出			申 請 額 (数 量)	承 認 す る も の											
		数 量	リットル	リットル											
	税 額	円	円												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">一部承認又は申請却下する場合の理由</td> <td></td> </tr> </table>	一部承認又は申請却下する場合の理由														
一部承認又は申請却下する場合の理由															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">教 示</td> <td style="padding: 5px;"> 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2 通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;"> 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 </td> </tr> </table>	教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2 通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。		2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。											
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2 通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。														
	2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。														

別記第 151 号様式中

教 示	<p>この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。</p>	を
--------	---	---

教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	に
--------	--	---

改める。

別記第 164 号様式を次のように改める。
別記第 164 号様式（第 166 条関係）

（表）

差 押 （調） 書										
様								年 月 日		
								熊本県 地域振興局 熊本県 事務所 徴税吏員		
印										
次のとおり滞納金額を徴収するため財産を差し押さえます。										
滞納者	住（居）所									課税地
	氏名又は名称									
年 度	期 別	税 目	納 期 限	滞 納 金 額				計	備 考	
				税 額	延滞金 (法律に よる金額)	加算金/滞納処分費 過 少 不 申 告				重 加 算
				円	円	円	円	円		
合 計										
差 押 財 産										
滞納処分のため搜索 した場所及び物件			搜索 日時		年 月 日 午 時 分 から 午 時 分 まで					
上記の搜索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 年 月 日 (氏 名) 印 (本人の)										
この差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。 年 月 日 熊本県 地域振興局 熊本県 事務所 徴税吏員 様 印										
備 考	教示については裏面をご覧ください。									

(注) 1 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合))の割合で徴収します。

2 「滞納金額」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

(裏)

(教 示)

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、地方税法第19条の4に規定する期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 上記(2)又は(3)に該当する場合においても、地方税法第19条の4に規定する期限後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記第 166 号様式を次のように改める。
別記第 166 号様式（第 166 条関係）

(表)

差 押 書 (差押通知書)										
滞納者(第三債務者等) 様								年 月 日		
熊本県 地域振興局 熊本県 事務所 徴税吏員						印				
次のとおり滞納金額を徴収するため次の財産を差し押さえます。										
滞納者	住 (居) 所									
	氏名又は名称									
差押当日までに徴収すべき金額					円	課税地				
年 度	期 別	税 目	納 期 限	滞 納 金 額				計	備 考	
				税 額	延 滞 金 (法律による金額)	加算金/滞納処分費				
				円	円	円	円	円		
合 計										
差押財産										
差押調書謄本を受領しました。 年 月 日								印		
差押書(差押通知書)を受領しました。 年 月 日								印		
備考	教示については裏面をご覧ください。									

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(裏)

(教 示)

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、地方税法第19条の4に規定する期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 上記(2)又は(3)に該当する場合においても、地方税法第19条の4に規定する期限後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記第 168 号様式を次のように改める。
別記第 168 号様式（第 166 条関係）

(表)

債 権 差 押 通 知 書									
第三債務者 住(居)所 氏名又は名称							年 月 日 熊本県 地域振興局 熊本県 事務所 徴税吏員 印		
次のとおり、滞納金額を徴収するため、債権を差し押さえますので履行期限までに当地域振興局(事務所)あて支払ってください。 なお、この通知を受けた後は、債権者に支払ってもその支払は、無効です。									
滞納者		住(居)所							
(債権者)		氏名又は名称							
年 度	期 別	税 目	納 期 限	滞 納 金 額				計	備 考
				税 額	延 滞 金 (法律に よる金額)	加算金/滞納処分費			
				円	円	過 少 不 申 告 円	重 加 算 円	円	
合 計									
差 押 債 権	債 務 者	住(居)所							
		氏名又は名称							
履 行 期 限				年 月 日					
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 () 印									
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日 () 印									
備 考	教示については裏面をご覧ください。								

(裏)

(教 示)

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、地方税法第19条の4に規定する期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (注) 上記(2)又は(3)に該当する場合においても、地方税法第19条の4に規定する期限後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記第 168 号の 2 様式中

教 示	この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、地方税法第19条の4の規定による期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。
--------	--

を

削る。

別記第 170 号様式を次のように改める。
別記第 170 号様式（第 166 条関係）

納税者番号		
差 押 換 え 拒 否 通 知 書		
請 求 者 住(居)所 氏 名	第 年 月 日	号 日
様		熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長
印		
あなたから請求のあった差押換えについては、次の理由により応じることができません。		
滞 又 被 納 又 相 者 は 続 人	住 (居) 所	
	氏 名	
差 押 換 え を 拒 否 す る 理 由		
備 考		
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	

(注) 質権者等の第三者に通知する場合には、教示欄を抹消して使用すること。

別記第 173 号様式を次のように改める。
別記第 173 号様式（第 166 条関係）

担保権設定等財産の差押通知書														
権 利 者 等 住（居）所 氏名又は名称							第	年	月	日	熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長			印
							様							
次のとおり、滞納金額を徴収するため財産を差し押さえましたので、国税徴収法第55条の規定により通知します。														
滞 納 者	住（居）所													
	氏名又は名称													
年 度	期 別	税 目	法定納 期限等	滞 納 金 額				計	備 考					
			納 期 限	税 額	延 滞 金 (法律に よる金額)	加算金/滞納処分費								
				円	円	円	円	円						
合 計														
差 押 財 産														
差 押 年 月 日				年 月 日										

別記第 174 号様式を次のように改める。
別記第 174 号様式（第 166 条関係）

財 産 の 引 渡 命 令 書									
占有者 住(居)所 氏名又は名称							第 年 月 日		号
様							熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長		印
次のとおり、滞納金額を徴収するため必要がありますので、あなたが占有している滞納者所有の次の財産を徴税吏員に引き渡してください。									
滞納者	住(居)所								
	氏名又は名称								
滞納金額	年度	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	加算金	滞納処分費	備考
			..	円	円	円	円	円	
			..						
			..						
			..						
引渡命令財産	占有者		住(居)所			氏名 又は名称			
引渡期限						引渡場所			
引渡命令書を発する根拠規定									
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。								
	2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。								

- (注) 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この命令書作成の日までのものです。
 2 引き渡すことにより賃借権等の目的を達することができないときには、この契約を解除できます。この場合に生ずる損害賠償請求権及び借賃の前払(3月分が限度)があるときには、その動産の売却代金から配当を受けることができます。また、契約を解除せずに契約の期間内(3月が限度)の使用、収益を請求することもできます。

別記第 176 号様式を次のように改める。
別記第 176 号様式（第 166 条関係）

取 上 調 書															
年 月 日 熊本県 地域振興局 熊本県 事務所 徴税吏員 印															
滞納処分上必要がありますので、国税徴収法第65条の規定により、次の書類を取り上げます。															
滞 納 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住（居）所</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名又は名称</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	住（居）所		氏名又は名称											
住（居）所															
氏名又は名称															
取 り 上 げ た 証 書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">証 書 の 名 称 等</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">差 押 財 産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> </tbody> </table>	証 書 の 名 称 等	差 押 財 産												
証 書 の 名 称 等	差 押 財 産														
取上調書謄本を受領しました。 <div style="text-align: right;">立 会 人() 印</div>															
取上調書謄本(処分を受けた者あて)を受領しました。 <div style="text-align: right;">年 月 日() 印</div>															
教 示	1 この処分について不服があるときは、この調書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経なくても提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。														

別記第 179 号様式を次のように改める。
 別記第 179 号様式（第 166 条関係）

組合員等の持分の払戻し等請求書									
組合等の名称 代表者									
様									
				熊本県	地域振興局長				印
				熊本県	事務所長				
さきに差し押さえた次の滞納者の持分の払戻し(譲受)を国税徴収法第74条第1項の規定により請求します。									
滞納者(組合員等)	住(居)所								
	氏名又は名称								
滞納金額	年度	税目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金	滞 納 処 分 費	備 考
			..	円	円	円	円	円	
			..						
			..						
持分の払戻し(譲受)請求の予告をした年月日						年 月 日			
持分の種類及び口数等	払戻し(譲受)請求をする								
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。								

(注) 「滞納処分費」に掲げた金額は、この請求書作成の日までのものです。

別記第 180 号様式を次のように改める。
別記第 180 号様式（第 166 条関係）

組合員等の持分の払戻し等請求の予告通知書

第 年 月 日 号

組合等の名称
代表者 様

熊本県 地域振興局長
熊本県 事務所長 印

さきに差し押えた次の滞納者の持分の払戻し(譲受)の請求をすることを国税徴収法第 74条第2項の規定により予告します。

滞納者(組合員等)	住(居)所	
	氏名又は名称	

滞納金額	年度	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	加算金	滞納処分費	備考
			..	円	円	円	円	円	
			..						
			..						

持分の種類及び口数等
払戻し(譲受)を請求する

差押年月日 年 月 日

教 示

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

別記第 186 号様式を次のように改める。
 別記第 186 号様式（その 1）（第 166 条関係）
 （表）

交 付 要 求 通 知 書									
滞納者 住（居）所 氏名又は名称							第 年 月 日		号
様							熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長		印
次のとおり、滞納金額を徴収するため、交付要求しましたので、国税徴収法第82条第2項の規定により通知します。									
滞納者	住（居）所						課 税 地		
	氏名又は名称								
年 度	期 別	税 目	法 定 納期限等	滞 納 金 額				計	備 考
			納 期 限	税 額	延 滞 金 (法律に よる金額)	加算金/滞納処分費			
				円	円	円	円	円	
合 計									
交付 要求 に係る 財産 又は 事件 名							差 押		
	執行機関名						年月日	年 月 日	
交付要求年月日		年 月 日							
備 考	教示については裏面をご覧ください。								

(注) 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合))の割合で徴収されます。

(裏)

(教 示)

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 191 号様式を次のように改める。
別記第 191 号様式（第 166 条関係）

交付要求解除拒否通知書					
<p>請 求 者 住（居）所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: center; margin-left: 200px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長</p>	<p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: right; margin-top: 100px;">印</p>				
<p>あなたから請求のあった交付要求の解除については、次の理由により応じることができませんので、国税徴収法第85条第2項の規定により通知します。</p>					
<p>滞 納 者</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住（居）所</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名又は名称</td> <td></td> </tr> </table>	住（居）所		氏名又は名称	
住（居）所					
氏名又は名称					
<p>交 付 要 求 の 解 除 を 拒 否 す る 理 由</p>					
<p>備 考</p>					
<p>教 示</p>	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>				

別記第 193 号様式を次のように改める。
 別記第 193 号様式（その 1）（第 166 条関係）
 （表）

参 加 差 押 通 知 書											
滞納者 様							第 年	月	号 日		
							熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長		印		
次のとおり滞納金額を徴収するため参加差押えをしましたので、国税徴収法第86条第2項の規定により通知します。											
滞納者	住（居）所						課 税 地				
	氏名又は名称										
年 度 別	期 別	税 目	納 期 限	滞 納 金 額						計	備 考
				税 額	延 滞 金 (法律に よる金額)	加算金/滞納処分費					
				円	円	過 少 不 申 告	重 加 算	円	円		
合 計											
参加差押財産											
	執行機関名						差押年月日		年 月 日		
参加差押年月日			年 月 日								
備考	教示については裏面をご覧ください。										

(裏)

(教 示)

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、地方税法第19条の4に規定する期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 上記(2)又は(3)に該当する場合においても、地方税法第19条の4に規定する期限後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記第 193 号様式 (その 2)

参 加 差 押 通 知 書										
権利者等 様							第 年	月	号 日	
							熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長		印	
次のとおり滞納金額を徴収するため参加差押えをしましたので、国税徴収法第86条第4項の規定により通知します。										
滞 納 者	住 (居) 所						課 税 地			
	氏名又は名称									
年 度	期 別	税 目	納 期 限	滞 納 金 額				計	備 考	
				税 額	延 滞 金 (法律に よる金額)	加算金/滞納処分費				
				円	円	過 少 不 申 告 円	重 加 算 円	円		
合 計										
参 加 差 押 財 産										
	執行機関名						差押年月日		年 月 日	
参加差押年月日			年 月 日							
備考										

別記第 203 号様式を次のように改める。
 別記第 203 号様式（第 166 条関係）

参加差押解除拒否通知書		
		第 年 月 日 号
請求者 住（居）所 氏名又は名称	様	熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長 印
あなたから請求のあった参加差押えの解除については、次の理由により応じることができませんので、国税徴収法第88条第1項の規定により通知します。		
滞納者	住（居）所	
滞納者	氏名又は名称	
参加差押えの解除を拒否する理由		
備考		
教示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経なくても提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

別記第 213 号様式を次のように改める。
 別記第 213 号様式（その 1）（第 166 条関係）
 （表）

不動産等の最高価申込者決定の取消通知書		
最高価申込者 住(居)所 (所在地) 氏 名 様 (名称)	年	第 月 号 日 熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長 印
次のとおり最高価申込者の決定を取り消すこととしましたので、通知します。		
最高価 申込者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
滞 納 者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
最高価 決定を 取り消す の 財産	名 称、 性 質 及 び 所 在	数 量
最高価 決定を 取り消す の 理由		
備 考	教示については裏面をご覧ください。	

(裏)

(教 示)

1 この処分について不服があるときは、この不動産等の買受代金の納付の期限までに、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 上記(2)又は(3)に該当する場合においても、この不動産等の買受代金の納付の期限後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記第 213 号様式 (その 2)

不動産等の最高価申込者決定の取消通知書

滞納者、利害関係人

第 号
年 月 日

住(居)所
(所在地)
氏 名
(名称)

様

熊本県 地域振興局長
熊本県 事務所長

印

次のとおり最高価申込者の決定を取り消すこととしましたので、通知します。

最高価 申込者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
滞納者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
最高価 決定を 取り消す の 財産	名 称、 性 質 及 び 所 在	数 量
	
	
	
最高価 決定を 取り消す の 理由		
備 考		

別記第 214 号様式（その 1）を次のように改める。
 別記第 214 号様式（その 1）（第 166 条関係）

売 却 決 定 通 知 書			
買受人又は第三債務者等 住(居)所 氏名又は名称		様	第 年 月 日 熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長 印
次のとおり、換価財産の売却を決定しましたので、国税徴収法第118条(第122条第1項)の規定により通知します。			
買 受 人	住 (居) 所		
	氏名又は名称		
滞 納 者	住 (居) 所		
	氏名又は名称		
売 却 し た 財 産	名称、性質、所在、地上権等の内容その他	数 量	売 却 価 額
			円
代金納付年月日		年 月 日	
交 付 書 類			
備 考			

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第 216 号様式を次のように改める。
 別記第 216 号様式（その 1）（第 166 条関係）
 （表）

売 却 決 定 取 消 通 知 書		
買受人 住(居)所 (所在地) 氏 名 (名称)	年 月 日	号 日
様 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 熊本県 熊本県 地域振興局長 事務所長 印 </div>		
次のとおり差押財産の売却決定を取り消すこととしましたので、通知します。		
買受人	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
滞納者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
消す財産 売却決定を取り	名 称、 性 質 及 び 所 在	
消す理由 売却決定を取り	国税徴収法第 条該当	
備 考	教示については裏面をご覧ください。	

(裏)

(教 示)

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 216 号様式 (その 2)

売 却 決 定 取 消 通 知 書		
滞納者、利害関係人その他 住(居)所 (所在地) 氏 名 (名称)	年	第 号 月 日 印
熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長		
次のとおり差押財産の売却決定を取り消すこととしましたので、通知します。		
買 受 人	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
滞 納 者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
消 す 財 産 の 取 消 決 定 を 取 り	名 称、 性 質 及 び 所 在	数 量
消 す 理 由 の 取 消 決 定 を 取 り	国税徴収法第 条該当	
備 考		

(裏)

(教 示)

1 この処分について不服があるときは、換価代金等の交付期日までに、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 上記(2)又は(3)に該当する場合においても、換価代金等の交付期日後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記第 227 号様式を次のように改める。
 別記第 227 号様式（第 166 条関係）

売却財産の引渡通知書		
滞納者又は第三者 住（居）所 氏 名 様	第 号 年 月 日	
熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長 印		
あなたが保管中の差押財産について、次のとおり売却決定をし、売却決定通知書を買受人に交付する方法によりその財産の引渡しをしましたので、国税徴収法第119条第2項の規定により通知します。		

買受人	住（居）所		
	氏 名		
滞納者	住（居）所		
	氏 名		
売却した財産	名称、性質及び所在	数 量	売 却 価 額
			円
買受代金納付年月日		年 月 日	
交 付 書 類			

(注) 売却財産を現実に買受人に引き渡すときは、売却決定通知書等により、買受人であることを確認してください。

別記第 257 号様式を次のように改める。
 別記第 257 号様式（第 167 条関係）

地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認(不承認)通知書	
様 年 月 日付けで申請のあった	第 年 月 日 熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長 税 に係る帳簿
書類の電磁的記録等による保存等については、次のとおり承認する(しない)こととしましたので通知します。	
納税者又は特別徴収義務者	住(居)所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地 氏名又は名称
承認した帳簿書類の種類	
承認した帳簿書類の保存等の場所	
保存等開始日	年 月 日
承認しない理由	
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(備考)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 259 号様式を次のように改める。
別記第 259 号様式（第 168 条関係）

住所又は主たる事務所若しくは事業所の移転に係る地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認(不承認)通知書	
第 年 月 日 号	
様	
熊本県 地域振興局長	
熊本県 事務所長	
年 月 日付けで申請のあった住所又は主たる事務所若しくは事業所の移転に係る 税 に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存等については、次のとおり承認する(しない)こととしましたので通知します。	
移転前の住(居)所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地	
移転後の住(居)所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地	
承認した帳簿書類の種類	
移転後の帳簿書類の保存等の場所	
承認年月日	年 月 日
承認しない理由	
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>

(備考) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第 261 号様式を次のように改める。
 別記第 261 号様式（第 169 条関係）

地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認取消通知書		
<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">熊本県 地域振興局長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">熊本県 事務所長</p> <p>年 月 日付けで承認しました 税 に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存等については、次のとおり取り消すこととしましたので通知します。</p>		
納税者又は特別徴収義務者	住(居)所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地	
	氏名又は名称	
承認した帳簿書類の種類		
承認した帳簿書類の保存等の場所		
取り消す理由		
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	

附 則
 この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 163 条の改正規定は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。